

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・競争動向】

○保険分野の競争に関する調査の最終報告書を欧州委員会が発表

欧州委員会は、9月25日、保険事業分野における競争状況の調査の最終報告書を採択した。同調査は、共同体条約81条（競争制限の禁止）および82条（支配的地位の濫用禁止）の実施に関する理事会規則（(EC) No 1/2003）17条に基づき、2005年から実施された。同調査は、加盟25カ国の保険市場を幅広く調査し、保険会社、再保険会社、保険代理店・ブローカー、保険業界団体等への質問やヒアリングを行い、主として財産リスクおよび事業中断、船舶、自動車、一般・専門職および環境賠償責任、傷害ならびにクレジットの各保険における制限的な実務慣習や競争阻害要因を調べたものである。

問題として指摘された主な事項は、再保険および共同保険における料率の横並びの業界慣習およびブローカー業務におけるコンティンジェンシー・コミッションなど報酬の不透明性である。欧州委員会は、前者について、保険業界に対し、関係する業務慣習が競争法の下で正当化されるのか、改革をするのか疑問を投げかけている。また、後者については、保険仲介業務指令（2002/92/EC）の見直しの際にさらに調査するとしている。

（欧州委員会プレスリリース 2007.9.25 ほか）

【イギリス・市場動向】

○英国保険協会、向こう25年間の洪水管理戦略を政府に要望

英国保険協会（ABI）は、12月4日、先にまとめた報告書「2007年夏の洪水：教訓から学ぶ」に基づき、政府に対して、向こう25年間の洪水管理戦略を策定するよう要望した。イギリスでは、今年夏の洪水による保険金の支払いは165,000件、30億ポンドに及んだが、今後の地球温暖化の影響も懸念され、洪水被害の増大が憂慮されている。

ABIは、政府の今後25年間の全国的な洪水管理戦略は以下に基づくべきと主張する。

- 気候変動および河川や沿岸の実際の洪水リスクを反映した防災投資計画の策定
- ばらばらの対応でなく、責任を一元化して、洪水リスク削減の全国的目標を持ったリーダーシップと調整能力の向上
- 洪水リスクの高い地域への新規開発を極力避ける強力な計画コントロール

なお、ABIは、以下のような今夏の洪水被害者へのアンケート調査結果を同時に公表し、対策の重要性を訴えた。

「被災住民は、最も緊急の対策は排水設備の点検・整備であると述べている」、「3分の2の被災住民が再度同規模の災害を被ると予想している」、「洪水被害で困ることは、交通遮断（67%）、停電（26%）、職場閉鎖（21%）」であり、また、「建物が洪水に耐えうるとする住民は15%」であった。

（ABI ニュースリリース 2007.12.4 ほか）

【オランダ・市場動向】

○オンラインの天候デリバティブ

米国のウェザービル社は、11月14日に、オランダ向けの新しい天候デリバティブを開始したと発表した。同社は、ウェブサイトで、契約者自身が天気、場所、日時、期間、補償額などを入力すると補償料が示され、オンラインで契約ができるビジネスモデルを採用した天候デリバティブ会社。10月に1,250万ドルの増資を行い、現在米国とカナダの北米2カ国で行っている、降雨、干ばつ、高温、低温などを対象とした天候デリバティブ事業を、イギリス、ドイツ、スペイン、ノルウェー、オランダの、ヨーロッパ5カ国に拡大することを発表していた。

今回オランダで提供される新しい天候デリバティブは、降霜日契約（Frost Day Contract）と呼ばれるもので、一定の期間に予め設定した日数以上の降霜日があると所定の補償額が支払われる仕組み。降霜日の定義は、午前7時時点で摂氏氷点下マイナス3.5度以下、午前7時から午前10時までの間でマイナス0.5度以下、午前10時時点でマイナス1.5度以下の日となっている。

オランダでは、建設会社の労働者は、降霜日は仕事をしないで帰宅しても、給与が支払われることが法律で決められており、ウェザービル社は、建設会社を中心とした需要があると見込んでいる。

（Financial Times 2007.11.19、ウェザービル社ウェブサイトほか）

【ベルギー・オランダ・市場動向】

○フォルティスの筆頭株主に中国の平安保険グループ

ベルギー・オランダに本拠地をおくヨーロッパの銀行・保険の大手国際金融サービスグループであるフォルティスと中国第2位の保険グループである平安保険グループは、同グループ子会社の平安生命がフォルティスの株式4.18%を保有する筆頭株主となり役員を派遣することで合意した。フォルティスにとっては、安定株主を獲得でき、同社の国際的な業務展開の一環として成長著しい中国マーケット進出を促進して収益力向上が期待できるメリットがある。平安にとっては、同社の国際分散投資を最適化することで高い投資収益を得られ、更にクロスセリング、リスクマネジメント、商品開発などにおいて専門技術を取得できる効果も期待できる。

本件によって「中国の保険会社が更に欧州の保険会社の株式購入を推進すると憶測されるだろう」という声もある。

（2007年11月29日付 FORTIS・中国平安 Press release ほか）

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○ 外国保険会社は担保についての提案を歓迎

ロイズは、ニューヨーク州保険庁による、米国に本拠を有しない再保険会社が、補償責任の100%と同額の担保を納めなければならないという規制を廃止する提案を歓迎している。この規制は、保険会社が倒産したときのような稀なケースで消費者を守るために作られているが、一方、米国に本拠を有する再保険会社には同様の義務を課していない。新しい提案は、米国と米国以外の再保険会社が同等に扱われることに向けた意義ある前進と見られている。外国の再保険会社は、2005年に米国で1,200億ドルの担保を納めたと推定され、取引の費用で年間約5,000億ドル支払っている。ニューヨーク州保険局は、提案する規制の草案を保険業界と消費者に公表している。今後、ニューヨーク州の行政命令集に載せられ、45日間の意見聴取期間という正式な提案過程を経て進められる予定である。

規制は、2008年7月1日に実施され、その日以降に作成されるすべての再保険契約書に適用される見込みである。

(Post Magazine 2007.10.25 ほか)

【市場動向】

○ カリフォルニアの山火事の損害は16億ドルを超える可能性

10月25日現在、南カリフォルニアでの山火事による保険金の見込額は増加し続けており、16億ドルに達していると見られている。山火事は、465,000エーカー以上を灰にし、1,600以上の構造物を焼いているが、南カリフォルニアの最も大きな火災-サンデイエゴのFitch Fire-による損害が10億ドルにのぼっている。

カリフォルニア州の保険業界は、十分な準備を行い、事故も管理できるとしている。南カリフォルニアでは、保険会社が避難場所に一時的な損害処理センターとして移動バスを配備し、数百人のクレーム・アジャスターも配置している。

カリフォルニアのホームオーナーズ保険と自動車保険の引受トップのステートファームではすでに1,200件の事故受付を行った。しかし、最も激しい被害のあった地域の住民はまだ戻っていなかったためこれには含まれていなかった。

州保険長官は、損害処理を迅速化するために緊急事態宣言を発令し、同州の免許を有するアジャスターが同州の免許のない州外のアジャスターを利用できるようにした。

(Best Week 2007.10.29 ほか)

【市場動向】

○ オールステートは環境に配慮した自動車保険の取り扱いを開始

オールステート保険会社は、森林再生とクリーンエネルギーのプロジェクトに資金を提供することにより、自動車が出す排気ガスとの相殺を目指す環境にやさしい保険（オールステート・グリーン）を販売することを発表。現在はテストプログラムとしてコロラドとオハイオで取扱いを開始した。

このプログラムでは、契約者の保険料は、当座預金から自動的に控除されることにより、紙にかかる費用を削減できるということで2%ほど安くなっている。また、オールステートはこのプログラムにおいて、アメリカで森林再生の促進や風力エネルギープログラムを推進する非営利組織の Carbonfund.org に契約1件あたり30ドルの寄贈を行う。

これにより契約者は、間接的に環境に配慮した活動を支援することができると共に保険料を節約でき、結果的に温室効果ガス排出削減に寄与するものとなっている。

(Allstate News room 2007.11.12 ほか)

【市場動向】

○ ステートファームはフロリダ州における住宅保険料率の更なる引き下げに同意

フロリダ州で営業する、ステートファームの子会社のステートファーム自動車相互保険会社とステートファームファイヤーアンドカジュアルティー保険会社は、州保険監督当局、検察当局との間で、昨春のホームオーナーズ保険料率の平均7%引き下げに加え、更に平均2%料率を引き下げることで合意した。

また、これらの会社は来年度、沿岸部5万件の財物保険の更改を継続しないものの、ホームオーナーズ保険と他保険のパッケージ付保契約を更改の条件に含めていた取り扱いを変更することにも合意した。これは、自動車保険契約更改時に、契約者に対する満期案内が十分でなかったため、フロリダ州の3万5,000人の契約者が満期時に、より保険料の安い契約を付保する機会を逸したことに對するものである。州保険監督当局では、この合意により、契約者はおよそ2,300万ドルの保険料を削減できると予測している。

また、この発表のおよそ1カ月後にステートファームは、来年度のフロリダ州のホームオーナーズ保険および借家人保険の更改を継続しない件数が、5万件からおよそ7万4,000件へと50%近く増加する予定であることを発表した。

(South Florida Business Journal 2007.10.2 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・監督規制】

○ソルベンシー比率に関する草案発表

保険会社が適切なソルベンシー管理方法を自己評価して維持する必要性から、中国保険監督管理委員会（以下、「CIRC」）は保険会社のソルベンシーマージンに関する監督規制に関して、その草案を発表した。その内容は、保険会社にソルベンシーの妥当な比率を最低 100%は維持するように迫るものである。

その草案はまた、最低資本金の額、規制の対象となる財務指標、段階別の監督体制、外国保険会社の支店に対する評価、および保険会社のソルベンシーに対する評価など、前提条件となっている細かい事柄についてもはっきりと明らかにしている。

CIRC は保険会社を新規草案の評価に基づいて主に 3 つのタイプに分類している。それによると、保険会社の適切なソルベンシー比率は不適、注意、および正常の主に 3 つのタイプに応じて異なる、というものである。

「不適」とされる保険会社のソルベンシーの比率は 100%未満、「注意」のグループに分類される保険会社はソルベンシー比率が 100%以上 150%未満の範囲、「正常」に分類される保険会社は 150%以上のソルベンシー比率となっている。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.12.12)

【韓国・販売制度】

○保険料のクレジットカード払いには反対

韓国の保険会社は、保険契約者からのクレジットカードを利用した保険料支払いを受け入れるように求めている金融監督院のルールに対して、反対を唱えている。そして、保険料を長期に亘り支払うような場合にクレジットカードの使用を認めてはやっていけないと主張している。

大韓損害保険協会の副会長 Kim Chi-joong 氏は、保険会社は基本的にクレジット金融産業法を遵守すると述べた。しかしながら、彼はまた、長期保険の場合は貯蓄計画と同じようなものであるから、すべての顧客に保険料支払いをクレジットカードで行わせることは不可能であり、クレジットカードで預金するようなことは道理に合わないものであると述べた。

彼は、保険証券への最初の署名段階のときにはクレジットカードによる支払いを認めることは可能だろうが、クレジットカードにより長期間におよぶ保険料支払いを認めることは不合理だと付け加えた。

生命保険および損害保険の各会社に対する最近の金融監督院のガイドラインによると、保険会社は支払い方法として消費者からのクレジットカード払いを認めて、このような支払い様式を拒んではならないものとされている。

クレジット金融協会は、保険会社およびその他金融サービス会社は、しづしづながら取引手数料を支払わなければならないので、クレジットカード払いを導入することに気が進まないでいる、と述べた。

(Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.09.24)

【ベトナム・市場動向】

○保険市場は急激な保険料の伸びを記録

2006年のWTO（世界貿易機関）への加盟の影響により、ベトナムの保険市場は、かつてない急成長を経験している。損害保険分野では、2007年第3四半期末の収入保険料がほぼ6兆ドン（約400億円）に達し、過去5年で最高の31%の保険料増加を記録した。一方生命保険分野では、過去3年で最高の10%超の保険料増加を記録した。

ベトナムの保険市場には30の保険会社が存在し、そのうちの16社は外国資本であり、700の損害保険商品と100以上の生命保険商品が存在する。

現在、国内の損害保険会社の市場シェアは80%を超えるが、WTOへの加盟に伴う自由化により市場は開放されつつあり、2008年には二輪車に対する強制保険が外国損害保険会社にも開放され、2012年には外国損害保険会社の支店開設が可能となる。

ベトナム保険協会の担当者は、国内の損害保険会社は現在の高いシェアに満足することなく、ITの強化などにより競争力をつけ、更なる自由化に備えるべきだとしている。また、人口8,400万人のうち90%が未付保である生命保険は、8%超の経済成長率にも後押しされ、あと数年は同様の保険料増加が続くと専門家は予想している。

(Asia Insurance Review eWeekly News 26 Nov 2007 他)

【インド・募集制度】

○保険販売チャネルの活動に関する検討委員会を設立

保険規制監督機関であるIRDA（Insurance Regulation and Development Authority）は、代理店等の保険販売チャネルの活動に関する検討委員会を設置した。

委員会は、国営生命保険会社のLife Insurance Corporation of Indiaの前会長を議長として、保険会社のCEOを中心に10名のメンバーで構成されている。

保険販売チャネルの範囲は、従来の個人専属代理店に加え、法人代理店、銀行窓販、そして保険会社によるダイレクト販売まで拡大してきている。こういった状況の中、これらの保険販売チャネルの手数料などの報酬体系が保険法を遵守したものとなっているかを調査することが、この委員会設置の主な目的である。

また委員会は、保険販売チャネルが効率的に機能しているか、弱点は何か等を調査する。そして、保険販売チャネルが効率的、専門的で、かつ十分に説明責任を果たせるよう、また顧客の要望を満たし、国全体に低コストのサービスが提供できるよう、提言を行うとしている。

(Asia Insurance Review Nov 2007、IRDA ウェブサイト)